電気通信紛争処理委員会（第１９７回）

１　日時

令和2年2月4日（火）13時30分から15時35分

２　場所

第１特別会議室

３　出席者（敬称略）

(1)　委員

田村 幸一、荒川 薫、小野 武美、小塚 荘一郎、三尾 美枝子（以上５名）

(2)　特別委員

荒井 耕、白山 真一、杉山 悦子、矢入 郁子（以上4名）

(3)　総務省

総務審議官　谷脇 康彦

総合通信基盤局電気通信事業部　部長　竹村 晃一

電気通信事業部事業政策課　課長　山碕 良志

料金サービス課　課長　大村 真一

企画官　中村　朋浩、

課長補佐　茅野 民夫

(4)　事務局

事務局長 奈良 俊哉、参事官 和久屋 聡、紛争処理調査官 蒲生 孝

４　議題及び議事概要

日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について

５　審議内容

(1)　開会【公開】

【田村委員長】　それでは時間になりましたので、会議を始めたいと思いますが、本日は冒頭でカメラが入っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、第１９７回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御

多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員５名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員４名の出席をいただいております。

本日は、日本通信株式会社から申請のありました卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について審議することとしております。

それでは、冒頭のカメラ撮りにつきましては、これまでとさせていただきますので、報道カメラの方、御退室をお願いいたします。

（報道カメラ退室）

【田村委員長】　本日の議題につきましては、諮問内容の説明及び質疑応答の一部までを公開で開催いたします。ただし、本件に関しましては、事業者が経営上の理由から秘匿を希望している部分が存在しております。当事者の権利利益を保護するため、秘匿希望事項に関する質疑応答につきまして、非公開で行いたいと思います。同様の理由から、資料につきましても一部非公開とさせていただきますので、御了承をお願いしたいと思います。そのほか資料の不足等がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) 日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について【一部非公開】

【田村委員長】　それでは、早速議題に入りたいと存じます。日本通信株式会社から申請のありました卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

【蒲生紛争処理調査官】　事務局です。総務大臣より、電気通信紛争処理委員会に対し、本日（２月４日）付で、電気通信事業法第３９条において準用する第３５条第３項の規定に基づき、日本通信株式会社から申請のあった裁定について諮問が行われました。同法第３９条において準用する第３５条第３項の規定による裁定は、同法第１６０条の規定により、当委員会に諮問がなされることとなっており、本件はこれに基づくものであります。

本件に関する諮問書及び関係資料は資料（諮）１１－１のとおりです。これらの中で日本通信株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモの資料中には、事業者が秘匿を希望している部分があるとのことで、これらの部分については本日の委員会では委員限りの扱いと

なっておりますおりので、御了承をお願いします。傍聴者の方へは、非公開部分に墨塗りをした上で、これらの資料を配付してございます。

本日は、本件諮問について、総合通信基盤局から説明を受けることとなっております。

事務局からは以上です。

【田村委員長】　ありがとうございました。本諮問につきましては、審議及び答申の参考とするために、特別委員の方にも審議に御参加いただくということにしたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【田村委員長】　それでは、特別委員の皆様もよろしくお願いいたします。

なお、電気通信紛争処理委員会運営規程第３条の２におきまして、委員及び特別委員は、本事件の当事者と特別な関係にあるときには事件の担当を回避すべきということを委員会に申し出ることになっておりますが、該当される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようでございますので、このまま議事を進めたいと思います。

それでは、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の中村企画官から御説明をお願いいたします。

【中村料金サービス課企画官】　総合通信基盤局の中村です。本日はよろしくお願いいたします。

昨年１１月１５日に日本通信から本件に係る申請を受けました。これに対して、ドコモから答弁書、両当事者から意見書の提出を複数回受けたところでございます。提出を受けた申請書、答弁書、意見書をもとに審議した結果を、裁定案という形でまとめましたので、本日、２月４日に諮問させていただく運びとなりました。

裁定案と理由は、資料（諮）１１－１－１になるわけでございますけれども、分かりやすさの観点から、裁定案と理由をまとめた概要を用意いたしましたので、本日は概要資料、右肩に資料（諮）１１－１－２と書いてある資料でございますけれども、これに基づいて説明をさせていただきたく存じます。

１ページおめくりください。事案の概要と書いてあるところでございます。

１ページをおめくりいただいて、２ページ目に進んでいただければと思います。まず、申請概要についてでございますけれども、本件申請は、日本通信株式会社が、株式会社ＮＴＴドコモの音声卸役務の提供に関し、協議が調わないとして、電気通信事業法第

３９条において準用する同法第３５条第３項の規定により、総務大臣に対して裁定を求めたと、こういうものでございます。

裁定を求める事項は２点ございまして、まず１点目ですが、ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求めるものでございます。

２点目ですけれども、１点目で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求めるものでございます。

当事者についての説明でございますけれども、申請者たる日本通信は、平成２２年４月からドコモのネットワークを活用し、音声通話サービスを提供する、いわゆるＭＶＮＯでございます。ドコモについては、この日本通信に対してネットワークを提供しているＭＮＯに該当するものでございます。

１ページおめくりいただいて、３ページ目にお進みください。裁定対象の卸役務についてでございますけれども、本件の申請は、音声卸役務の料金について裁定を求めるものでございまして、具体的には、ドコモの卸携帯電話サービス契約約款記載の第３種卸ＦＯＭＡの通話モード及び第３種卸Ｘｉの通話モードの基本使用料及び通信料に関して裁定を求めるものでございます。

第３種卸ＦＯＭＡの通話モードの料金の現状につきましては、基本使用料は１契約当たり月額８３４円、通信料は３０秒当たり１４円相当という形になってございます。

第３種卸Ｘｉの通話モードの料金の現状については、基本使用料として、１契約当たり月額６６６円、通信料は、３０秒当たり１４円相当という形になってございます。

この料金の設定経緯についてでございますけれども、これら料金については、第３種卸ＦＯＭＡに関しては平成２２年４月１５日、第３種卸Ｘｉに関しましては平成２５年１月１６日にそれぞれ契約を締結された以降、基本使用料及び通信料は、現在に至るまで変更されておりません。

１ページおめくりいただいて、４ページ目にお進みください。ここからは、その他判断において重要と考えられる事項について御説明いたします。

１ページおめくりいただいて、５ページ目にお進みください。まず、ＭＶＮＯのネットワーク調達に関する制度について御説明いたします。ＭＶＮＯのネットワークの調達

は、電気通信事業法上、卸役務によるものと接続によるものが並立しておりまして、いずれを採用するかは当事者間の協議に委ねられているところでございます。

これは、法が、原則非規制の卸役務と提供料金及び提供条件について厳格な規律が適用される接続を並立させることにより、提供料金及び提供条件の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られることを期待したためと解釈されております。

卸役務制度についてでございますけれども、原則として、役務提供事業者に対して役務提供義務が課されていないほか、提供料金及び提供条件について規制が課されておらず、相対協議による設定が可能という形になっております。

接続制度につきましては、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されているほか、相対的に多数の端末設備を収容する電気通信設備を指定し、こうした当該設備を設置する電気通信事業者に対しては、接続料及び接続条件について規律が課されているという形になります。

これは、周波数の有限希少性等により寡占的市場が形成されているモバイル市場において、二種指定設備を設置する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑みて設けられたものでございます。ドコモの設置する電気通信設備は、平成１４年に二種指定設備として指定されております。

６ページ目にお進みいただいて、次に、指定設備を用いた卸役務に関する制度と卸役務に関する裁定制度について御説明いたします。

まず、指定設備を用いた卸役務に関する制度でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、二種指定事業者は接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあるため、こうした二種指定設備の特殊性に鑑み、二種指定設備を用いる卸役務は、他の事業者による円滑な利用を図る観点から、他の卸役務とは異なる取扱いがなされております。具体的には、二種指定設備を用いる卸役務に係る届出制度、総務大臣による当該卸役務に関する情報の整理・公表等という形になります。本件音声卸役務は、二種指定整備を用いる卸役務に該当いたしております。

次に、卸役務に関する裁定制度についてでございます。電気通信事業法は、卸役務の提供に関する契約の細目について、協議が調わない場合に裁定を申請できることとしております。

これは、卸役務の提供が他の事業者によるネットワークの迅速かつ円滑な構築を可能とし、より高度かつ多様な電気通信サービスの提供や、より広い地域での電気通信サー

ビスの提供を可能とするものであるため、その円滑な提供は、利用者にとっても当事者たる他の事業者にとっても有益であるためと考えられます。

このように卸役務は公共性の高いものですが、全ての事業者が対等の地位に立って協議ができるわけではなく、協議が円滑に進まず、卸役務の円滑な提供が困難となる場合があることから、卸役務を裁定の対象とし、当該役務の迅速かつ円滑な提供を可能とすることで、公正競争の確保や利用者利益の保護を図ることとしたものでございます。

裁定があった場合は、その内容により協議が調ったものとみなされ、両当事者の私法上の債権債務となります。

次に７ページ目にお進みください。ドコモの音声通話サービスに係るコストについてでございます。ドコモの音声通話サービスに係るコストの推移については、接続料の推移からうかがい知ることが可能と考えられます。

まず、トラヒックに連動するコストですが、トラヒックに連動するコストは、ドコモの音声網の利用に係るコストと、他の電気通信事業者の音声網の利用に係るコストから構成されますところ、ドコモにおいても他の電気通信事業者についても、音声網のトラヒック連動コストを示す着信接続料は一貫して低下しています。よって、トラヒックに連動するコストは、平成２２年以降、一貫して低下していると見ることが可能です。

次に、契約者数に連動するコストについてでございますが、ドコモが設定しているデータ伝送交換機能の回線管理機能の接続料は、ドコモの音声通話サービスの契約者数に連動するコストにほぼ等しいと考えられますところ、回線管理機能の接続料は低下傾向にあり、契約者数に連動するコストは、平成２２年度以降、低下傾向にあると見ることが可能です。

以上より、ドコモの音声通話サービスに係るコストは、平成２２年度以降、低下していると合理的に推定できるとしてございます。

８ページにお進みください。こちらではドコモによるエンドユーザー向け音声通話サービスの主な変遷を説明しております。ドコモは日本通信との契約締結後、エンドユーザー向けに、段階的に定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきたということを示しております。

それでは１ページおめくりいただいて、こういった事情を受けまして、裁定事項１について判断・裁定案を御説明いたします。

１０ページ目にお進みいただいて、判断の①というところでございますけれども、まず、裁定要件の充足の適否についてでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、裁定を申請できるのは、卸電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し若しくは負担す

べき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときに限られますが、これに関し、日本通信とドコモの間において、裁定事項１に関する協議が行われていたかについて争いがあるところでございます。

こちらについては、ドコモは具体的な内容についての協議は行っていない旨主張しており、日本通信は、当該要望について、令和元年１１月８日の回答では何ら記載がなかったことから、今後の進展は見込めず、協議が不調に終わったと結論せざるを得ない旨主張しております。

これらの主張を踏まえた判断でございますけれども、日本通信が送付した令和元年１０月１日付の文書において、裁定事項１は協議事項とされていること、同月４日、対面での協議において当該文書により要望がなされていること、ドコモが送付した同年１１月８日付の文書では回答が示されておらず、回答を保留する旨の記載がないことが事実として認められます。

こうした事実を踏まえれば、ドコモは書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、回答を示さない判断を行ったと推認でき、対面においても書面においても協議が行われたものと解することが適当としてございます。さらに、対面協議を経た上で、ドコモが回答を示さず、また回答を保留する旨の記載を行わなかったことをもって、日本通信が、協議が調わない状況にあると解釈したことには合理性が認められるとしてございます。

以上より、裁定事項１は協議が調わない場合に該当し、裁定申請の要件を充足しているとしてございます。

１１ページ目にお進みください。具体的な判断についてでございますが、過去の裁定事案に照らし、法の趣旨、すなわち公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点から、それぞれ検討することといたしました。

まず、公正競争の促進の観点でございますが、検討は、卸役務制度の趣旨を踏まえつつ、公正競争上の弊害の程度を勘案して行うことが適当と考えます。具体的には、現に公正競争上の弊害が顕著に現れていると認められるか、高度に先進的なサービスに係るものであり事業者ごとの個別ニーズに応える弾力的・柔軟な提供が期待されるか、について検討することが適当といたしました。

その上で、ネットワーク提供に係る市場はＭＮＯ３社による寡占的な市場となっており、ＭＮＯは卸役務の協議において交渉上優位な地位に立つ可能性があるとし、ＭＮＯがエンドユーザー向け市場においてＭＶＮＯと競合していることを考えれば、交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあるとしました。

そして、実際に公正競争上の弊害が現れているかについてでございますけれども、音声通話サービスに係る原価は低下していると合理的に推定でき、その間、ドコモはエンドユーザー向けの定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきたにもかかわらず、音声卸役務の料金は長期にわたり変更されていないことから、ドコモは意図的、非意図的の別にかかわらず、交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できるとした上で、日本通信は、音声通話サービスに係る主要なコストである音声卸役務の料金の高止まりにより、ドコモが実現してきたエンドユーザー向けのサービスに対抗できるようなサービスを提供することができなかったと見ることができ、公正競争上の弊害は顕著であると判断できるとしました。

また、音声通話サービスは最も基礎的で成熟したサービスであり、事業者間協議における新たなニーズの創出と多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断できるとしております。

次、１２ページ目にお進みいただいて、卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できるとしております。この点、ドコモは中継電話を挙げて、日本通信が接続方式を選択することが可能である旨主張しているところです。

これに対し日本通信は、中継電話について、事業者識別番号を入力し損ねた場合にはドコモの音声卸役務を利用することとなってしまうこと等の課題がある旨主張しております。これに対しドコモは、こうした課題について、創意工夫によって解消可能とし、一例として、ドコモの交換機において事業者番号を付与する開発を行うことが可能との見解を示しているところです。

これを受け、今後、中継電話における課題を解消しつつ音声通話サービスの接続による提供が実現される可能性は皆無とは言えないが、現時点において、接続により音声卸役務を代替する方法はないといたしました。

ただし、将来的に、卸役務の代替手段として接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能していると認められる場合は、卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できるため、両当事者は再協議を行うこととすることが適当といたしました。

こうした状況を総合的に勘案し、公正競争の促進の観点からは、音声卸役務の料金は、

適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当であるといたしました。

１３ページ目にお進みいただければと思います。次に、利用者利益の保護の観点でございますけれども、この観点からは、音声卸役務の料金が、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものとして設定されることで、日本通信とＭＮＯとの間の競争が促進され、低廉かつ多様な音声通話サービスが提供されることが期待されるとし、音声卸役務の料金を、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当といたしました。

電気通信の健全な発達の観点につきましては、ドコモは、技術革新等の激しい市場において、多様なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進の観点から、卸役務は自由なビジネスベースでの提供がなされるべきである旨主張しているところでございます。

これにつきましては、卸役務の提供はイノベーションの促進の効果が期待されるものであるが、音声通話サービスは、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた最も基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきとしてございます。

よって、電気通信の健全な発達の観点からは、音声卸役務の料金を能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当としてございます。

１４ページ目にお進みいただければと思います。以上を踏まえまして、裁定案でございますけれども、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとするとしました。

金額の具体的な算定方法、課金方法、精算方法等につきましては、以下に掲げるとおりとしてございます。

さらに、本裁定に基づき新たにドコモが設定する音声卸役務の料金は、裁定日から適用することとする。当該料金の設定が裁定日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定日まで遡及して精算を行うこととする。ドコモは、裁定日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとするとしてございます。

さらに、将来的に音声卸役務の代替手段として接続による提供が実現し、有効に機能していると客観的に認められる場合には、接続約款の届出後、当事者の一方は、音声卸役務の提供料金等についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者は

真摯に協議を行わなければならないものとするとしてございます。
以上が裁定事項１についての裁定案でございます。
１５ページ目にお進みいただいて、次に裁定事項２についてでございます。大分時間も経ちましたので、裁定が求められている事項について、もう一度繰り返し申し上げますが、裁定が求められている事項につきましては、音声卸役務の料金において、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザー向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」と同じ定額課金及び準定額課金での料金設定を行うべきとの裁定が求められているものでございます。
１６ページ目にお進みいただきまして、判断・裁定案についてでございます。まず、裁定要件の充足の適否についてでございますけれども、協議が調わないと判断し、要件を充足しているとすることが適当としてございます。
具体的な判断についてでございますけれども、判断基準は裁定事項１と同様、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点といたしました。
まず、公正競争の促進及び利用者利益の保護の観点でございますけれども、音声卸料金における定額課金等の設定について、日本通信は、競争が促進され、利用者利益の増大に資する旨主張してございます。ドコモは、リスクを日本通信自らが負うのではなく、ＭＮＯにとらせるものである旨主張しているところでございます。
この点、日本通信のエンドユーザーにおける１契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて収入が原価を下回ることは明らかでございます。このため、定額課金等を設定させ、ドコモに原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠くといたしました。
よって、定額課金等の設定は利用者利益の増大に資するとしても、公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えず、当該設定を行わなければならないと判断することは相当ではないといたしました。
１７ページ目にお進みいただきまして、次に、電気通信の健全な発達の観点についてでございますけれども、定額課金等の設定を行わなければならないと判断する理由は見当たらないといたしました。
その他検討すべき事項については、日本通信は、ドコモが定額課金等をエンドユーザー向けに設定しているのに日本通信向けに設定しないのは、不当な差別的取扱いに当た

る旨主張しているところですが、不当な差別的取扱いには当たらないと判断しております。

以上を踏まえまして、裁定案でございますけれども、音声卸役務の料金において、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザー向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではないといたしました。

委員長、以上でございます。何とぞ、慎重な御審議をお願い申し上げます。

【田村委員長】　ありがとうございました。

それでは、質問を各委員からお願いしたいと思いますが、前にもお話ししましたとおり、事業者が秘匿を希望している部分に触れる質疑につきましては、この後非公開で行いますので、その点はよろしく御配慮をお願いしたいと思います。それでは御質問いかがでしょうか。どうぞ、小野委員。

【小野委員】　御説明の中にあった、適正な原価という概念ですけれども、これは接続するときはそれで計算するということになっていると思います。この場合、提案された裁定案の中での適正な原価というのは、基本的には接続するときの適正な原価に準じて計算する、あるいはそれとは別のものをお考えなのでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　裁定案の本体の２０ページ目をおめくりいただいてもよろしいでしょうか。（５）の小括というところでございますけれども、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法について記述しているところでございます。音声卸役務に係る料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とすることを基本的な考え方とするとしてございますが、委員御指摘の接続については、料金は、設備の使用料と捉えることになっています。

これを基本的な考え方としつつも、卸役務制度においては、相対協議による自由な提供の条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえることが適当としており、接続料とは一つ違った概念を持ち込んでいる。具体的には、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関する費用を基本としつつ、設備への帰属が認められる営業費、当該役務の提供の際に必要となる営業費についても原価への参入が認められるといたしました。

まとめますと、接続料の考え方については、基本的に設備の使用料という形になってございまして、例えば、この役務の提供の際に必要となる営業費、具体的には当該役務の販売に係る広告宣伝費等は含まれていませんので、違う形になってございます。

【田村委員長】　よろしいでしょうか。
　ほかに御質問がありましたらどうぞ。
【矢入特別委員】　すみません、１６ページの項目３、①の箇条書きが５つ並んでいるうちの３つ目のところでちょっと教えていただきたいのですが、不当に有利な条件で、収入が原価を下回るという根拠ですけど、これは１契約者当たりで計算したものでしょうか、それともユーザーを群として見た場合に、確実に収入が原価を下回るとしたのでしょうか。その辺の根拠をちょっと詳しく教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。
【中村料金サービス課企画官】　こちらはリスクについて議論をしているわけでございますけれども、１契約者当たりについて考えた場合、例えば契約者について過剰に通話時間が生じる場合には、収入が原価を下回る可能性があるという形にしてございます。また、群として見た場合についても、その一群が非常に音声通話サービスを消費する、そういった群だとすると、当然収入が原価を下回る可能性がある、そういうリスクがあるとしてございます。
【矢入特別委員】　その群で見た場合のリスクという話になりますと、おそらくドコモさんも同じリスクが生じて、同じサービスをやっていらっしゃるのではないかと思いますが、こちらは紛争処理においては、その個々のユーザーさんを見て原価割れをするかしないかというのが争点になっている、そういう意味でしょうか。
【中村料金サービス課企画官】　個々の人という形だけではなくて、そもそも群として考えた場合においても、全体としてその群が過剰にそういった音声通話サービスを消費する消費者群であった場合には、収入が原価を下回る可能性があるという形にしているところでございます。
【矢入特別委員】　すみません。ちょっといろいろ教えていただきたいのでのすが、だとしますと、その群としてどういうふうに原価割れするかとかいうのは、多分シミュレーション済みの上でやっていらっしゃる可能性が高いのかなと思うのですけれども、例えばドコモさんであってもユーザー全体が赤字になったら困るわけで、でも赤字になっていないからこういうことをやっていらっしゃる。その辺は多分保険会社さんもやっているような、そういう算定方法でちゃんと群として利益が出るようにと考えていらっしゃった上でのドコモさんのサービス設定である。だとすると、日本通信さんのほうでそれができないという根拠ってどうやって示すのでのしょうか。
　ドコモのほうではそれがちゃんと利益を出せているはずだけれども、日本通信さんのほうはそれが出ないという根拠をどうやって示されているのかなと思ったのでのすけど、

いかがでしょうか。個々で見ないで群として見て、それで算出しても、法律上問題がないにも関わらず、利益が出ない根拠って、なかなか示すのが難しいのではないかなと思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　今回、ドコモさんが日本通信に定額のサービスを卸すという形になると思うのですけれども、最終的に日本通信が集めてくる利用者の挙動、利用者の通話サービスに関する指向というものを、ドコモは完全に予見することはできないわけでございまして、ドコモ側に赤字リスクというものが発生すると考えております。

【田村委員長】　よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございましたらどうぞ。

【小塚委員】　小塚でございます。この概要資料の１１ページ、判断②というところでございますけれども、裁定事項１に対する公正競争の促進の観点からの判断を書いているところですが、ここの中で音声通話サービスというのは最も基礎的で成熟したサービスであるという記述をされて、したがって新たなニーズ、あるいは多様なサービスの創出ということよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきだと、こういうことでございますが、音声通話サービスが基礎的で成熟したサービスというのがどういう趣旨であるかということと、それからその場合に、公正競争上の弊害への対応ということがより重要になるとはどういう趣旨であるかというのを、もう少し立ち入って説明していただけますでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　今回、この公正競争上の弊害が顕著にあらわれていると認められるかどうかというところについて判断を行ったわけでございますけれども、仮に公正競争上の弊害というものが一定程度現れているとしても、卸役務制度というものはもともと多様なサービスを実現するために、相対協議という形で認めたわけでございますから、イノベーションを促進するような非常に先進的なサービスについては、判断を差し控えるということも考えられるであろうと考えました。

その観点に立った上で、音声通話サービスについて、果たしてそういったものが期待できるだろうかということですけれども、期待できないとまでは言えないと思いますが、公正競争上の弊害と、イノベーションの促進や多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現というものを天秤にかけた場合に、どちらが重きをなすかということを考えまして、そこについては、音声通話サービスは携帯電話サービスが提供されて以来、提供されてきた最も基礎的で成熟したサービスですので、公正競争上の弊害の手当てのほうが天秤の重きをなすであろうという形に考えたわけでございます。

【小塚委員】　　そのように考える場合、音声サービスというのが基礎的なサービスである、また、携帯電話通信の当初から提供されてきたサービスであるということを考えますと、実はそういうサービスをＭＶＮＯを通じて、より安価で提供させるということは、利用者利益ということにもかかわってくるのではないかと思われるわけで、ここでは公正競争の促進の観点のところに書いてありますけれども、利用者利益という点からも、この音声サービスというものが基礎的で成熟したサービスであるという観点がかかわるのではないかと思いますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　　先生がおっしゃるとおりだと思います。

【小塚委員】　　ありがとうございます。

【田村委員長】　　ほかに御質問がございましたらどうぞ。

【三尾委員】　　１６ページの裁定案のところですけれども、先ほども御質問がありましたが、定額課金についてお伺いしたいと思います。この３の①の最初から２つ目のところですけれども、定額課金等の設定により、日本通信は、収入が原価を下回るリスクにさらされることなくという記載がありますが、これ自体は定額の金額によって様々なケースが出てくるのではないかなという気がいたしまして、定額の金額が非常に低ければ、それだけ一方で利用者利益につながりますけれども、日本通信がリスクを負うという可能性もあるのではないかなと思うのですが、その辺はどのように考えればよろしいでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　　利用者料金の設定金額と、その原価に当たる卸料金の設定のいかんによっては、当然差額というものが生じる形になります。ここで暗に予定しているのは、定額制の利用者料金の設定金額のほうが卸料金の設定の金額よりも高いと。ただ、どちらもフィックスされているので、赤字リスクというものは生じず、定額制の料金設定が可能であろうという形になることを記載してございます。

【田村委員長】　　よろしいでしょうか。

　どうぞ。

【荒川委員長代理】　　１番の卸役務の料金ですが、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額といいましても、今現在の利益でＮＴＴドコモは回っているわけで、決して遊んでいる利益があるわけではないと思います。その分が減ると、どこかにひずみが生じて、例えば我々の利用者料金が上がるなどの弊害も考えられますが、その点はいかがでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　　すみません、利用者料金への影響ということは、例えばドコモの利用者料金という形になりますでしょうか。

【荒川委員長代理】　はい。

【中村料金サービス課企画官】　経営学上や経済学上の複雑なシミュレーションをしないと、どう利用者料金にはねていくかというところは、うかがい知ることができないと思いますけれども、ドコモに対して今回の適正原価に適正な利潤を加えるという形は、彼らが設備構築に要した費用と、その費用を構築するために要したファイナンス費用、これについては全て回収することができるという形にしているわけでございます。

ですので、ＮＴＴドコモについては、赤字になることなく卸役務を提供できることになります。もちろん、例えばＭＶＮＯとの競争の結果とかそういった、経済学上のもっと複雑なシミュレーションを要する話についてはほかにあると思いますけれども、こと卸役務に関しては、赤字は発生しない、設備構築に要した費用は全て回収できる、という形になっているところでございます。

【荒川委員長代理】　ありがとうございます。

【田村委員長】　ほかに御質問どうぞ。

【白山特別委員】　資料の７ページのところでございます。ちょっと瑣末な論点でございますが、音声通話サービスに係るコストは、平成２２年度以降低下していると合理的に推定できるという結論に至るまでの根拠が、この表に書いてありして、平成２１年度から平成２９年度までのこのデータをもとに判断していくわけでございますけれども、そもそものデータそのものと、それからその算定プロセス、これらはどのような形で正しい、あるいは、信頼性があるというふうに考えればよろしいのでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　委員が御指摘の７ページ目のこの表についてでございますけれども、これはそれぞれの事業者が公開している接続約款からデータをとったものでございまして、全て公表されている資料、事業者自身が出している数字という形になってございます。つまり事業者自身が算定して公表している資料の数字という形になります。

【白山特別委員】　すみません、ちょっとまだ勉強不足のところがございますが、それは例えば第三者が何か信頼性を保証しているデータという理解でよろしいでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　こちらは二種指定事業者が多いのですけれども、二種指定事業者については電気通信事業法に基づいて接続約款を届け出る、そういった義務があります。その接続約款について、適正な原価、適正な利潤を超えている場合は、総務省のほうに約款変更命令を行う権限がありますので、基本的にこれについては適正原価、適正利潤が保証されているという言い方が法的に正しいのかどうか分かりませんが、そういった形になってございます。

【田村委員長】　よろしいでしょうか。

ほかに御質問がありましたらどうぞ。

【矢入特別委員】　すみません、またちょっと１６ページの話で恐縮ですけれども、ここの裁定案のところの根拠がやっぱりちょっと弱いかなというのが感想でして、３の①の２番目と３番目で、日本通信さんは利益があって、ドコモさんは損失が出るという論旨だと思いますいまけど、これは計算根拠が示せないのであれば、やはりすごく弱いかな。

ＭＶＮＯさんは、多分話し放題のプランとかを独自にやっていらっしゃるはずです。私はそれには入っていないですが、別に話すほうの携帯は持っていて、ＭＶＮＯさんはやっているけどちょっと値段が高いからやめておこうとかいって入っていなかったりするのですがのが、既にもう、もともとの卸役務ではなく別に音声で、普通のプランだったら、３０秒で１０円とかそういう高いプランではありながら、そのＭＶＮＯさんの中で話し放題みたいなものをやっていらっしゃるところってあると思っていまして、だからそういう論拠のほうでよいのではないかなとかと思うのでのすけど、いかがなものでしょうか。

今回は多分日本通信さんのこの紛争処理で提案された内容というのは、ドコモさんとか、例えばａｕさんとか、ソフトバンクさんが、直接そこの話し放題プランを卸してくれみたいな話ですよね。そういう話ですよね。

そうじゃなくて、とりあえずもう一つの最初の１件のほうで、音声通話の料金が安くなったのだから、もう勝手にＭＶＮＯさんで話し放題のプランをつくって、自分のところで利益を出すも損失も出すもかぶりなさいみたいな、そういう論旨のほうが、消費者的にはというか、聞いていてすっきりくるのですが、いかがなものでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】　まず、今回の日本通信の申請事項についてでございますけれども、ＮＴＴドコモが利用者に対して卸している、そういったサービスと全く同一条件、同一料金で卸してくれという申請事項ではないと承知しておりまして、適正な原価に適正な利潤を加えた金額、かつ定額制、準定額制という２つの条件をもとに申請している形になっていると承知してございます。

また、今回の申請の対象となっているのは、卸市場、ＮＴＴドコモから日本通信が卸されている市場、日本通信が回線を仕入れる市場についての申請だというふうに承知しておりまして、利用者料金、利用者相手に日本通信が音声役務を提供するという市場とは異なります。日本通信がやっているかどうかは分かりませんが、ＭＶＮＯでも定額制、準定額制をつくろうと思えばつくれるではないかという話についてはいま、これは利用

者市場の話をしていて、利用者市場については、当然そこで提供者たるＭＶＮＯさんは自らリスクをとりながら、そういう定額制や準定額制の料金というものを設定しているという状況にあると承知しています。

卸市場のほうでございますけれども、卸市場について定額制、準定額制で卸せという形になると、今度は先ほどの利用者市場とのアナロジーで考えると、役務を提供される側が日本通信であって、提供する側がドコモになるわけですけれども、ドコモはこの卸市場においてリスクをとらなければ、定額制というものを設定することができないというふうに考えておりまして、ドコモにそういったリスクを許容するよう裁定で行うことは適当ではないとしたわけでございます。

もう一度繰り返し申し上げたいと思いますいまけれども、役務を提供する側が定額制を設定するという形になりますと、当然原価割れのリスクというものが生じます。利用者市場においてそういった定額制のようなものを提供する場合、提供する側がリスクを背負ってやるわけです。ＭＶＮＯさん、ドコモさん、皆さんその定額制をエンドユーザーに対して提供する場合には、役務提供側がリスクを負っているわけでございますけれども、卸市場においては、提供される側がＭＶＮＯで、提供する側がドコモになるわけです。ここで、果たしてドコモに対してリスクを背負ってくださいと、裁定することが適当なのかどうか。そういうところについて検討を加えた結果、そういったリスクを背負ってもらうよう判断することは適当ではないのではないかと判断しまして、この裁定案という形で諮問させていただいているわけでございます。

【矢入特別委員】　　ありがとうございます。その辺が、伝えるときに誤解のないようにとか、何かもっとぱっと見たときに納得できるような文章であればいいのかなと思いました。そのリスクに関してはすごくよく分かる点だと思うので。ありがとうございました。

【田村委員長】　　ほかに御質問がありましたらどうぞ。特にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、公開の会議はこれで終了させていただきたいと思います。

ここからは、現在協議中の事案、あるいは事業者交渉の情報、そういったものを含むために、当事者又は第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第１６条第１項の規定によりまして、非公開とさせていただきます。また、同運営規程の第１７条第１項、それから第１８条第１項の規定によりまして、非公開審議に係る議事録及び資料は非公開とさせていただきます。

したがいまして、以上で公開の議題は終了となりますので、傍聴者の皆様は、大変恐縮でございますが、御退出をお願いいたします。

※　以降の審議については、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で実施した。

(3)　閉会【非公開】